

## 重度心身障害児者医療費受給者証及び停止通知書封入封緘業務委託仕様書

この仕様書は、重度心身障害児者医療費受給者証及び重度心身障害児者（後期高齢者医療）医療費受給者証の印刷並びに封入封緘業務を委託するにあたり、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の業務内容を定めることを目的とする。この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者で協議するものとする。

### 1. 印刷物

No.	名称	数量	色	様式
1	㊦重度心身障害児者医療費受給者証	3, 500枚	若草色	別添アのとおり
2	㊦重度心身障害児者入院医療費受給者証	250枚	薄橙色	別添イのとおり
3	㊦重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証	1, 800枚	水色	別添ウのとおり
4	㊦重度心身障害者（後期高齢者医療）入院医療費受給者証	500枚	薄橙色	別添エのとおり
5	重度心身障害児者医療費受給者証交付のお知らせ	3, 500枚	白色	別添Aのとおり (B5用紙)
6	重度心身障害児者入院医療費受給者証交付のお知らせ	250枚	白色	別添Bのとおり (B5用紙)
7	重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証交付のお知らせ	1, 800枚	白色	別添Eのとおり (B5用紙)
8	重度心身障害者（後期高齢者医療）入院医療費受給者証交付のお知らせ	500枚	白色	別添Fのとおり (B5用紙)
9	重度心身障害児者医療費受給資格について (お知らせ)	200枚	白色	別添Cのとおり (A4用紙)
10	重度心身障害児者入院医療費受給資格について (お知らせ)	300枚	白色	別添Dのとおり (A4用紙)
11	重度心身障害者（後期高齢者）医療費助成制度の受給資格について (お知らせ)	50枚	白色	別添Gのとおり (A4用紙)
12	重度心身障害者（後期高齢者）入院医療費助成制度の受給資格について (お知らせ)	200枚	白色	別添Hのとおり (A4用紙)
13	受給者証封入封緘用封筒	別紙のとおり	—	別添のとおり
14	受給資格についてのお知らせ送付用封筒	別紙のとおり	—	別添のとおり

- 全ての印刷物について、印字は黒とし、入院、市長印は朱色とする。
- ㊦重度心身障害児者医療費受給者証、重度心身障害児者医療費受給資格について（お知らせ）、㊦重度心身障害児者入院医療費受給者証、重度心身障害児者入院医療費受給資格について（お知らせ）、㊦重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証、重度心身障害者（後期高齢者）医療費助成制度受給資格について（お知らせ）、㊦重度心身障害者（後期高齢者医療）入院医療費受給者証、重度心身障害者（後期高齢者）入院医療費助成制度の受給資格について（お知らせ）に本市が指定した項目及びカスタマバーコードを印刷し、封入封緘すること。

※受託者決定後、上記印刷物を数通程度作成し、本市の確認後、発注数量分印刷すること。

※校正は2回程度とする。

## 2. 交付するデータ

本市が交付するデータは、CSV形式の可変長データとする。本市独自外字については、EUDC.tte ファイルで交付する。媒体については CD、DVD または USB を使用する。

交付予定日：令和 8 年 7 月上旬

本市が交付するデータについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たっては本市の指示に従うこと。

### ① データ件数

重度心身障害児者医療費受給者証交付者データ (No. 1～4) 約 6, 000 件  
重度心身障害児者医療費受給資格停止データ (No. 9～12) 約 650 件

### ② 印字項目

- ・ 受給者証 (No. 1～4)  
別紙のとおり
- ・ 受給者証交付のお知らせ (No. 5～8)  
別紙のとおり
- ・ 医療費受給資格について (お知らせ) (No. 9～12)  
別紙のとおり

### ③ 文字コード等

Unicode (UTF-8、BOM 無し)、MS 明朝 (JIS2004)

### ④ テスト印字

本市からテストデータを交付する。受託者はテスト印字を実施し、本市独自外字等の文字が正確に印字できているか確認した後、本市に納品すること。

### ⑤ 抜き取り

A.本市が別途指定する対象者 (受給者証については、受給者番号と宛名氏名、受給資格について (お知らせ) については、受給者番号と宛名氏名で指定する。) については抜き取ること。抜き取り対象者データ (約 200 件程度) については、電子計算組織の USB メモリーもしくはそれに準じたもので通知する。抜き取った印刷物については、成果品の納入時に本市に納品すること。

また、抜き取りデータについては 2 回に分けて通知する。

1 回目…本番印刷データ交付時

2 回目…成果品納入の約 1 週間前

B.本市が指定する対象者 (交付するデータの中で指定コードのついた対象者) (約 200 件程度) については抜き取り、抜き取った印刷物については、封入せずに指定納入日 (郵便局搬入の日) の 2 週間程度前に本市に納入すること。

### ⑥ カスタマバーコード

本市が交付するデータに含まれている郵便番号、住所及び方書を利用しカスタマバーコードを作成すること。

### ⑦ その他

受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

## 1. 成果品の納入

成果品は、令和 8 年 7 月 22 日 (予定) に本市の立会いのうえ、下記区分①～⑧を和歌山中央郵便局へ搬入し、抜取分及び余剰分は本市へ納入すること。なお、和歌山中央郵便局搬入分について、下記区分①～⑧の中央、南、後納分各々の通数等を搬入 2 日程前に本市へ報告すること。また、本市から交付するデータのソート順位は証種

類（昇順）＞郵便管轄区分（昇順）＞受給者番号（昇順）としているので、注意すること。

※抜取り分（B）については、封入せずに印刷物のみ令和8年7月22日（予定）の2週間程度前に本市に納入すること。

区分	郵便管轄局	印刷物
①	中央 南 後納	㊟重度心身障害児者医療費受給者証（No.1）、㊟重度心身障害児者医療費受給者証交付のお知らせ（No.5）
②	中央 南 後納	㊟重度心身障害児者入院医療費受給者証（No.2）、㊟重度心身障害児者入院医療費受給者証交付のお知らせ（No.6）
③	中央 南 後納	㊟重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証（No.3）、㊟重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証交付のお知らせ（No.7）
④	中央 南 後納	㊟重度心身障害者（後期高齢者医療）入院医療費受給者証（No.4）、㊟重度心身障害者（後期高齢者医療）入院医療費受給者証交付のお知らせ（No.8）
⑤	中央 南 後納	重度心身障害児者医療費受給資格について（お知らせ）（No.9）
⑥	中央 南 後納	重度心身障害児者入院医療費受給資格について（お知らせ）（No.10）
⑦	中央 南 後納	重度心身障害者（後期高齢者）医療費助成制度の受給資格について（お知らせ）（No.11）
⑧	中央 南 後納	重度心身障害者（後期高齢者）入院医療費助成制度の受給資格について（お知らせ）（No.12）

（郵便管轄区分）

（中央）〒640-01××、〒640-8×××及び〒649-63××

（南）〒641-××××

（後納）上記以外

## 2. 留意事項

受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管については紛失等の事故が起こることのないよう、責任を持って厳重に保管すること。

受託業務処理中に事故が発生した時は直ちに本市に報告し、指示を受けなければならない。

## 3. 受託者の資格要件について

一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。

〒640-0001

和歌山市00001丁目XX-X

YYYYYY 様

(999999)

\*\*\*\*\* バーコード \*\*\*\*\*

重身 (表)

ア

<b>身</b> 重度心身障害児者 医療費受給者証	
公費負担番号	8 0 3 0 0 0 1 5
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び 印	和歌山県 和歌山市長 <b>和歌山市長印</b>
交付年月日	年 月 日

この証の裏面の注意事項をよくお読みになって  
使用して下さい。

和歌山市障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

## 重身（裏）

### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診察を受ける場合は、健康保険の資格確認書類に添えてこの証を必ず窓口に表示してください。
- 3 この証が使えるのは、和歌山県内だけです。県外で受診する場合は自己負担分の医療費を支払い、保険点数の記入された領収書の交付を受け、下記お問い合わせ先へ支給申請してください。
- 4 入院時食事療養費は、半額が払い戻しの対象になります。食事療養費の負担額・入院日数等の記入されている領収書により、支給申請してください。
- 5 支給申請は診療の翌月以降でお願いします。
- 6 次の場合は届け出てください。
  - (1) 健康保険の種類が変わったとき
  - (2) 生活保護法による医療扶助を受けるとき
  - (3) 死亡、転居等の異動があるとき
  - (4) 身体障害者手帳・療育手帳等の等級、判定が変わったとき
  - (5) その他、申請時の状況に変更があったとき

お問い合わせ先

**和歌山市障害者支援課**

電話 (073) 435-1060(直通)

〒640-0001

和歌山市00001丁目XX-X

YYYYYY 様

(999999)

\*\*\*\*\* バーコード \*\*\*\*\*

# 重身 入院 (表)

イ

<b>身</b> 重度心身障害児者	
<b>入院</b> 医療費受給者証	
公費負担番号	8 0 3 0 0 0 1 5
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び 印	和歌山県 和歌山市長 <b>和歌山市長印</b>
交付年月日	年 月 日

この証の裏面の注意事項をよくお読みになって  
使用して下さい。

和歌山市障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

## 重身 入院（裏）

### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に**入院**するとき、保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等に入院する場合は**健康保険の資格確認書類**に添えてこの証を**必ず窓口**に提示してください。
- 3 この証が使えるのは、**和歌山県内**だけです。県外で受診する場合は**自己負担分の医療費を支払い、保険点数の記入された領収書の交付を受け、障害者支援課へ支給申請**してください。
- 4 支給申請は診療の翌月以降でお願いします。
- 5 次の場合は届け出てください。
  - (1) 健康保険の種類が変わったとき
  - (2) 生活保護法による医療扶助を受けるとき
  - (3) 死亡、転居等の異動があるとき
  - (4) 身体障害者手帳の等級が変わったとき
  - (5) その他、申請時の状況に変更があったとき
- 6 **入院時食事療養費は、対象となりません。**

お問い合わせ先

**和歌山市障害者支援課**

電話 (073) 435-1060(直通)

〒640-0001

和歌山市00001丁目XX-X

YYYYYY 様

(999999)

\*\*\*\*\* バーコード \*\*\*\*\*

重身(後期) (表) ウ

<b>身</b> 重度心身障害者(後期高齢者医療) 医療費受給者証	
公費負担番号	8 5 3 0 0 0 1 0
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日まで 年 月 日から
発行機関名 及び 印	和歌山県 和歌山市長 <b>和歌山市長印</b>
交付年月日	年 月 日

この証の裏面の注意事項をよくお読みになって  
使用して下さい。

和歌山市障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

## 重身後期（裏）

### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診察を受ける場合は、健康保険の資格確認書類に添えてこの証を必ず窓口に掲示してください。
- 3 この証が使えるのは、和歌山県内だけです。県外で受診する場合は自己負担分の医療費を支払い、保険点数の記入された領収書の交付を受け、下記お問い合わせ先へ支給申請してください。
- 4 入院時食事療養費は、半額が払い戻しの対象になります。食事療養費の負担額・入院日数等の記入されている領収書により、支給申請してください。
- 5 支給申請は診療の翌月以降でお願いします。
- 6 次の場合は届け出てください。
  - (1) 生活保護法による医療扶助を受けるとき
  - (2) 死亡、転居等の異動があるとき
  - (3) 身体障害者手帳・療育手帳等の等級、判定が変わったとき
  - (4) その他、申請時の状況に変更があったとき

お問い合わせ先

**和歌山市障害者支援課**

電話 (073) 435-1060(直通)

〒640-0001

和歌山市00001丁目XX-X

YYYYYY 様

(999999)

\*\*\*\*\* バーコード \*\*\*\*\*

## 重身(後期) 入院 (表)

工

<b>身</b> 重度心身障害者(後期高齢者医療)	
入院 医療費受給者証	
公費負担番号	8   5   3   0   0   0   1   0
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び 印	和歌山県 和歌山市長 <b>和歌山市長印</b>
交付年月日	年 月 日

この証の裏面の注意事項をよくお読みになって  
使用して下さい。

和歌山市障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

## 重身(後期)入院 (裏)

### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に**入院**するとき、保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等に入院する場合は健康保険の資格確認書類に添えてこの証を必ず窓口**に提示**してください。
- 3 この証が使えるのは、**和歌山県内**だけです。県外で受診する場合は自己負担分の医療費を支払い、保険点数の記入された領収書の交付を受け、**障害者支援課**へ支給申請してください。
- 4 支給申請は診療の翌月以降でお願いします。
- 5 次の場合は届け出てください。
  - (1) 生活保護法による医療扶助を受けるとき
  - (2) 死亡、転居等の異動があるとき
  - (3) 身体障害者手帳の等級が変わったとき
  - (4) その他、申請時の状況に変更があったとき
- 6 **入院時食事療養費は、対象となりません。**

お問い合わせ先

**和歌山市障害者支援課**

電話 (073) 435-1060(直通)

重度心身障害児者医療費受給者証をお送りします。

医療機関で受診するときは、この証を健康保険の資格確認書類とともに提示してください。  
保険診療の自己負担分が無料となります。この受給者証は県内の医療機関でのみ有効です。

#### 有効期間について

この受給者証の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです。

※毎年所得制限内の方には、受給者証を自動更新で期限直前（7月末頃）に送付しています。

#### 助成の範囲について

入院、通院、調剤、訪問看護、補装具に係る保険診療自己負担額（※自己負担限度額を超えている場合は、事前にご加入の健康保険で高額療養費の申請が必要となります。）

※入院室料の差額、薬の容器代金、健康診断料、予防接種、文書料、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる選定療養などは助成の対象となりません。

#### 県外で受診した場合について

自己負担分を医療機関で支払っていただき、診療月の翌月以降に障害者支援課へ払い戻しの申請をしてください。

○ 申請に必要なもの

受給者証、健康保険の資格確認書類、保険点数が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

#### 入院時食事療養費について

医療機関へ入院した時に支払った食事療養費の半額が払い戻しの対象となります。

入院月の翌月以降に障害者支援課へ払い戻しの申請をしてください。

※ただし、療養病床に入院された場合は払い戻しの対象外となる場合があります。

○ 申請に必要なもの

受給者証、健康保険の資格確認書類、食事療養費の負担額・入院日数等が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

#### 次の場合は届け出てください

1. 健康保険の種類が変わったとき
2. 生活保護法による医療扶助を受けるとき
3. 死亡、転居等の異動があるとき
4. 身体障害者手帳・療育手帳等の等級や判定が変わったとき
5. その他、申請時の状況に変更があったとき

#### お問い合わせ先

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

重度心身障害児者入院医療費受給者証をお送りします。

医療機関に入院するときは、この証を健康保険の資格確認書類とともに提示してください。

入院時の保険診療の自己負担分が無料となります。この受給者証は県内の医療機関でのみ有効です。

【 注意事項 】

外来通院時（薬局含む）の医療費は対象外です。

マイナ保険証で受診の際は、受給者証について確認がありますので

「入院のみ対象」とお伝えください。

有効期間について

この受給者証の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです。

※毎年所得制限内の方には、受給者証を自動更新で期限直前（7月末頃）に送付しています。

県外の医療機関に入院した場合について

自己負担分を医療機関で支払っていただき、入院月の翌月以降に障害者支援課へ払い戻しの申請をしてください。

○ 申請に必要なもの

受給者証、健康保険の資格確認書類、保険点数・入院日数等が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

次の場合は届け出てください

1. 健康保険の種類が変わったとき
2. 生活保護法による医療扶助を受けるとき
3. 死亡、転居等の異動があるとき
4. 身体障害者手帳の等級が変わったとき
5. その他、申請時の状況に変更があったとき

お問い合わせ先

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証をお送りします。

医療機関で受診するときは、この証を後期高齢者医療の資格確認書類とともに提示してください。  
後期高齢者医療の一部負担金が無料となります。この証は県内の医療機関でのみ有効です。

#### 有効期間について

この受給者証の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです。

※毎年所得制限内の方には、受給者証を自動更新で期限直前（7月末頃）に送付しています。

#### 助成の範囲について

入院、通院、調剤、訪問看護、補装具に係る保険診療自己負担額

※入院室料の差額、薬の容器代金、健康診断料、予防接種、文書料、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる選定療養などは助成の対象となりません。

#### 県外で受診した場合について

後期高齢者医療の一部負担金を医療機関で支払っていただき、診療月の翌月以降に障害者支援課へ払い戻しの申請をしてください。

○ 申請に必要なもの

重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証、後期高齢者医療の資格確認書類、保険点数が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

#### 入院時食事療養費について

医療機関へ入院した時に支払った食事療養費の半額が払い戻しの対象となります。

入院月の翌月以降に障害者支援課へ払い戻しの申請をしてください。

※ただし、療養病床に入院された場合は払い戻しの対象外となる場合があります。

○ 申請に必要なもの

重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証、後期高齢者医療の資格確認書類、食事療養費の負担額・入院日数等が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

#### 次の場合は届け出てください

1. 生活保護法による医療扶助を受けるとき
2. 死亡、転居等の異動があるとき
3. 身体障害者手帳・療育手帳等の等級や判定が変わったとき
4. その他、申請時の状況に変更があったとき

#### お問い合わせ先

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

重度心身障害者（後期高齢者医療）**入院**医療費受給者証をお送りします。  
医療機関に入院するときは、この証を後期高齢者医療の資格確認書類とともに提示してください。  
入院時の後期高齢者医療の一部負担金が無料となります。  
この証は県内の医療機関でのみ有効です。

【 注意事項 】

外来通院時（薬局含む）の医療費は対象外です。

マイナ保険証で受診の際は、受給者証について確認がありますので  
「入院のみ対象」とお伝えください。

**有効期間について**

この受給者証の有効期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです。  
※毎年所得制限内の方には、受給者証を自動更新で期限直前（7月末頃）に送付しています。

**県外で入院した場合について**

後期高齢者医療の一部負担金を医療機関で支払っていただき、入院月の翌月以降に障害者支援課へ  
払い戻しの申請をしてください。

○ 申請に必要なもの

重度心身障害者（後期高齢者医療）**入院**医療費受給者証、後期高齢者医療の資格確認書類、保険点数が記入されている領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

**次の場合は届け出てください**

1. 生活保護法による医療扶助を受けるとき
2. 死亡、転居等の異動があるとき
3. 身体障害者手帳の等級が変わったとき
4. その他、申請時の状況に変更があったとき

**お問い合わせ先**

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

和 福 障 第 号  
令和 8 年 月 日  
(2026年)

C

和歌山市長 尾 花 正 啓

### 重度心身障害児者医療費受給資格について（お知らせ）

令和7年中の所得が限度額を超えているため、和歌山市重度心身障害児者医療費助成を次の期間受けていただくことができませんのでお知らせします。

#### ○助成を受けられない期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

ただし、令和9年7月31日までに、後期高齢者医療保険に加入された場合は、再度所得確認をしたうえで、結果をお知らせします。

この助成停止は、令和7年中の所得（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に基づいたものです。上記の助成を受けられない期間中、医療機関等で診療を受けた場合は、保険診療の自己負担額は、ご自身でお支払いいただく必要があります。

なお、所得限度額につきましては、次のとおりとなっています。

（一例）

本人所得及び受給者が20歳未満の扶養義務者の所得

控除対象配偶者及び扶養親族が

いない場合	4,596,000円
1人の場合	4,976,000円
2人の場合	5,356,000円

受給者が20歳以上の扶養義務者の所得

控除対象配偶者及び扶養親族が

いない場合	6,287,000円
1人の場合	6,536,000円
2人の場合	6,749,000円

詳しくは次のところへお問い合わせください。

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

和 福 障 第 号  
令和 8 年 月 日  
(2026年)

D

和歌山市長 尾 花 正 啓

重度心身障害児者入院医療費受給資格について（お知らせ）

令和8年度の世帯課税状況が、市民税（所得割）課税世帯であるため、和歌山市重度心身障害児者入院医療費助成を次の期間受けていただくことができませんのでお知らせします。

○助成を受けられない期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

この助成停止は、令和7年中の所得（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に基づいたものです。上記の助成を受けられない期間中、医療機関に入院した場合は、保険診療の自己負担額は、ご自身でお支払いいただく必要があります。

詳しくは次のところへお問い合わせください。

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

和 福 障 第 号  
令和 8 年 月 日  
(2026年)

G

和歌山市長 尾 花 正 啓

重度心身障害者（後期高齢者）医療費助成制度の  
受給資格について（お知らせ）

令和7年中の所得が限度額を超えているため、重度心身障害者（後期高齢者）医療費助成を次の期間受けていただくことができませんのでお知らせします。

○助成を受けられない期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

この助成停止は、令和7年中の所得（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に基づいたものです。上記の助成を受けられない期間中、医療機関等で診療を受けた場合は、保険診療の自己負担額は、ご自身でお支払いいただく必要があります。

なお、所得限度額につきましては、次のとおりとなっています。

（一例）

本人所得

控除対象配偶者及び扶養親族が

いない場合	4,596,000円
1人の場合	4,976,000円
2人の場合	5,356,000円

詳しくは次のところへお問い合わせください。

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

和 福 障 第 号  
令和 8 年 月 日  
(2026年)

H

和歌山市長 尾 花 正 啓

重度心身障害者（後期高齢者）入院医療費助成制度の  
受給資格について（お知らせ）

令和8年度の世帯課税状況が、市民税（所得割）課税世帯であるため、重度心身障害者（後期高齢者）入院医療費助成を次の期間受けていただくことができませんのでお知らせします。

○助成を受けられない期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

この助成停止は、令和7年中の所得（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に基づいたものです。上記の助成を受けられない期間中、医療機関に入院した場合は、保険診療の自己負担額は、ご自身でお支払いいただく必要があります。

詳しくは次のところへお問い合わせください。

和歌山市役所 障害者支援課 電話（073）435-1060（直通）

## ひとり親家庭等医療費受給者証及び停止通知書封入封緘業務委託仕様書

この仕様書は、和歌山市ひとり親家庭等医療費受給者証及び資格不適格通知書の印刷及び封入封緘業務を委託するにあたり、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の業務内容を定めることを目的とする。この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者で協議するものとする。

### 1. 印刷物

名称	数量	様式
ひとり親家庭等医療費受給者証	5, 200枚 (白紙1, 200枚を含む)	別添のとおり
ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせ	5, 000枚	別添のとおり
ひとり親家庭等医療費受給資格について(お知らせ)	1, 000枚	別添のとおり
受給者証封入封緘用封筒	別紙のとおり	別添のとおり
ひとり親家庭等医療費受給資格停止の通知封筒	別紙のとおり	洋4 45×90

- ひとり親家庭等医療費受給者証の色は浅黄色で印字は黒として、和歌山県内のみ有効・市長印は朱色とする。母子・父子・準母子・準父子または遺児の印字も黒とする。（1枚ずつ両端カット仕上げ）
- ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせについては、B5用紙として印字は黒とする。
- ひとり親家庭等医療費受給資格について(お知らせ)は、A4用紙として印字は黒とする。市長印は朱色とする。
- ひとり親家庭等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給資格について(お知らせ)に本市が指定した項目及びカスタマバーコードを印刷し、封入封緘すること。

※受託者決定後、上記印刷物を数通程度作成し、本市の確認後、発注数量分印刷すること。

※校正は2回程度とする。

### 2. 交付するデータ

本市が交付するデータは、CSV形式の可変長データとする。本市独自外字については、EUDC.tteファイルで交付する。媒体についてはCD・DVDまたはUSBを使用する。

交付予定日：令和8年10月上旬

本市が交付するデータについては、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たっては本市の指示に従うこと。

#### ① データ件数

ひとり親家庭等医療費受給者証交付者データ

1回につき約4,000件

ひとり親家庭等医療費受給資格不適格者データ

1回につき約1,000件

② 印字項目

- ・ ひとり親家庭等医療費受給者証  
別紙のとおり
- ・ ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせ  
別紙のとおり。
- ・ ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）  
別紙のとおり。

③ ファイルレイアウト

別紙のとおり。

④ 文字コード等

Unicode（UTF-8、BOM無し）、MS明朝（JIS2004）

⑤ テスト印字

本市からテストデータを交付する。受託者はテスト印字を実施し、本市独自外字等の文字が正確に印字できているか確認した後、本市に納品すること。

⑥ 抜き取り

本市が別途指定する対象者（ひとり親家庭等医療費受給者証については、受給者番号と宛名氏名、ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）については、受給者番号と宛名氏名で指定する。）については抜き取ること。抜き取り対象者データ（約130件程度）については、CD・DVDまたはUSBにて通知する。抜き取った印刷物については、成果品の納入時に本市に納品すること。

また、抜き取りデータについては2回に分けて通知する。

1回目…本番印刷データ交付時

2回目…成果品納入の約1週間前

⑦ カスタマバーコード

本市が交付するデータに含まれている郵便番号、住所及び方書を利用しカスタマバーコードを作成すること。

⑧ その他

受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。

### 3. 成果品の納入

成果品は、令和8年10月22日（予定）に本市の立会のうえ、下記区分①から⑧までを和歌山中央郵便局へ搬入し、抜取分及び余剰分は本市へ納入すること。なお、和歌山中央郵便局搬入分について、下記区分①から⑧までの中央、南、後納分各々の通数等を搬入2日程前に本市へ報告すること。

区分	郵便管轄局	印刷物
①	中央	ひとり親家庭等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせ
②	中央	ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）
③	南	ひとり親家庭等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせ
④	南	ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）
⑤	後納	ひとり親家庭等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者

		証交付のお知らせ
⑥	後納	ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）

（郵便管轄区分）

（中央）〒640-01××、〒640-8×××及び〒649-63××

（南）〒641-××××

（後納）上記以外

#### 4. 留意事項

受託者は、本仕様書の目的を十分理解し、本市が交付するデータの保管については紛失等の事故が起こることのないよう、責任を持って厳重に保管すること。

受託業務処理中に事故が発生した時は直ちに本市に報告し、指示を受けなければならない。

#### 5. 受託者の資格要件について

一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。

〒640-0001

和歌山市00001丁目XX-X  
紀の川ハイツ 202号

Y Y Y Y Y Y Y 様  
(99999999)

\*\*\*\*\* バーコード \*\*\*\*\*

		ひとり親家庭等医療費受給者証							
		和歌山県内のみ有効							
公費負担番号		8	2	3	0	0	0	1	3
受給資格者	住所								
	氏名								
	生年月日	年	月	日					
有効期間	年		月	日から					
	年		月	日まで					
交付年月日	年	月	日						
発行機関名	和歌山県								
及び印	和歌山市長								

受給資格者	受給者番号	氏名		
	備考	生年月日	性別	有効期限

この証の裏面の注意事項をよくお読みになって  
使用してください。

和歌山市子ども家庭課  
電話(073)435-1219(直通)

ひとり親 (裏)

### 注 意 事 項

- 1 この証は、和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例により、医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診察を受けるときは、健康保険の資格のわかるものに添えてこの証を必ず窓口へ提示してください。
- 3 この証が使えるのは、和歌山県内だけです。県外で受診するときは、保険診療の自己負担分の医療費を支払い、領収書(受診者名・保険総点数・診療年月日・領収印等の明記されたもの)の交付を受け、こども家庭課へ支給申請してください。
- 4 入院時食事療養費は、半額が払い戻しの対象になります。食事療養費の負担額・入院日数等の記入されている領収書により、支給申請してください。
- 5 支給申請の手続きは、受診した翌月以降でお願いします。
- 6 次の場合には、届け出てください。
  - (1) 健康保険に変更があったとき
  - (2) 生活保護法による医療扶助を受けるとき
  - (3) 死亡、転居等の異動があるとき
  - (4) 婚姻、世帯分離等世帯状況に変更があるとき
  - (5) 児童扶養手当が停止になったとき(受給されていた方)
  - (6) 児童を扶養しなくなったとき
  - (7) その他、申請時の状況に変更があったとき

お問い合わせ先

和歌山市役所 こども家庭課 TEL435-1219(直通)

## ひとり親家庭等医療費受給者証交付のお知らせ

ひとり親家庭等医療費受給者証をお送りします。

医療機関で受診するときは、この証を健康保険証の資格のわかるものとともに提示してください。

保険診療の自己負担分が無料になります。この受給者証は、県内の医療機関でのみ有効です。

### 有効期間について

この受給者証の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までです。

ただし、養育されている最年少のお子様は、満18歳になられた方の有効期限は、令和9年3月31日までとなります。

### 県外で受診した場合及び入院時食事療養費について

自己負担分を医療機関で支払っていただき、診療月の翌月以降にこども家庭課へ払い戻しの申請をしてください。 ※食事療養費については半額が払い戻しの対象になります。

### ○申請に必要なもの

受給者証、健康保険の資格のわかるもの、保険点数や食事療養費負担額等の記載がある領収書、預金通帳等振込口座がわかるもの、受診者の個人番号（マイナンバー）のわかるもの

### 次の場合は届け出てください

1. 氏名、住所、加入保険に変更があったとき
2. 死亡・市外転出・生活保護受給等により資格を喪失したとき
3. 婚姻、世帯分離等世帯状況に変更があるとき
4. 児童扶養手当が停止になったとき（受給中の方）
5. 児童を扶養しなくなったとき
6. その他、申請時の状況に変更があったとき

### 学校管理下における負傷等について

学校管理下での負傷等により医療機関等を受診する場合は、学校等で加入している日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」をできるだけ優先してください。

### お問い合わせ先

和歌山市役所 こども家庭課 電話（073）435-1219（直通）

和 福 こ 第 号  
令和 8 年 月 日  
(2026年)

和歌山市長 ○ ○ ○ ○

### ひとり親家庭等医療費受給資格について（お知らせ）

当制度は毎年所得審査があり、今回は令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得が限度額を超えているため、和歌山市ひとり親家庭等医療費（水色の受給者証）の助成を次の期間受けていただくことができなくなりましたのでお知らせします。

#### ○ 助成を受けられない期間

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

この資格停止は、令和7年中の所得に基づいたものです。上記の助成を受けられない期間中、医療機関等で診療を受けた場合は、保険診療の自己負担分が自費となります。

#### ○お子様について

「こども医療費助成制度」の受給者証（ピンク色）をお持ちの方 → 申請不要

「こども医療費助成制度」の受給者証（ピンク色）をお持ちでない方 → 要申請

和歌山市に住民票がある18歳到達後最初の3月31日までのお子様は「こども医療費助成制度」が受けられます。

申請はこども家庭課で受付していますので、当通知と健康保険情報のわかるもの（資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナポータル  
の健康保険情報を印刷したもの等）をご持参ください。

（郵送可。申請書は当市ホームページからダウンロードできます。）

オンラインでのお手続きも可能です。

QRコード読み取りまたは下記URLから申請を開始できます。

<https://logofrm.jp/form/fKMM/1141064>

スマートフォンで  
QRコードを読み取り



#### お問い合わせ先

和歌山市役所 こども家庭課 電話（073）435-1219（直通）

## 各福祉医療受給者証及び資格不適合通知書封緘用封筒

障害者支援課用封筒

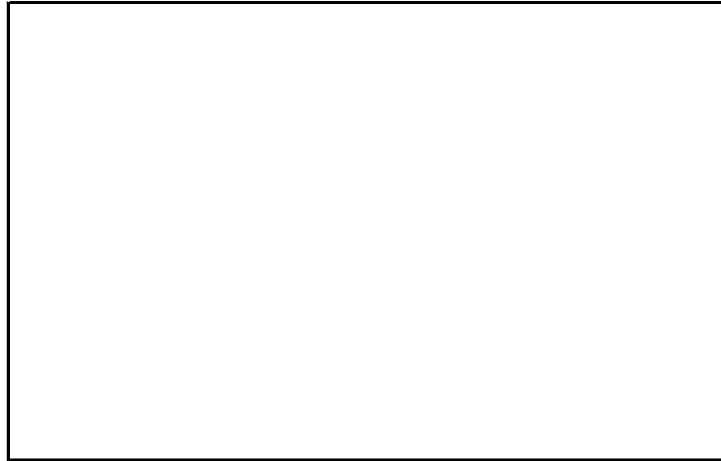
受給者証封緘封筒		資格不適合通知書封緘封筒	
区内特別	料金後納	区内特別	料金後納
5,300	750	600	100

【2回目送付（ひとり親医療分）】

受給者証封緘封筒		資格不適合通知書封緘封筒	
区内特別	料金後納	区内特別	料金後納
3,500	500	500	100

- ・受給者証封緘封筒はセロ窓とし、資格不適合通知書封緘封筒はグラシン窓とする。
- ・封筒の材質は窓部分以外、中身が透けて見えないものとする。
- ・和歌山中央と和歌山南区内の受給者証及び資格不適合通知書は、区内特別封筒に封入封緘し、それ以外は料金後納封筒に封入封緘するものとする。

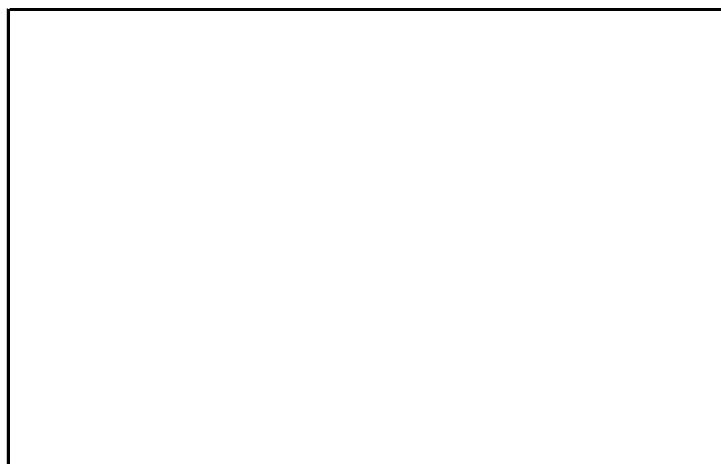
証送付用  
(区内特別)



郵便区内特別

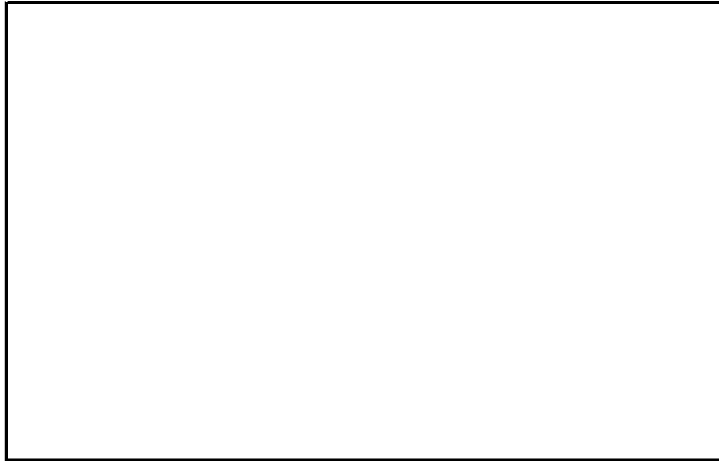
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
**和歌山市役所**  
障害者支援課  
電話(073)435-1060(直通)

証送付用  
(料金後納)



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
**和歌山市役所**  
障害者支援課  
電話(073)435-1060(直通)

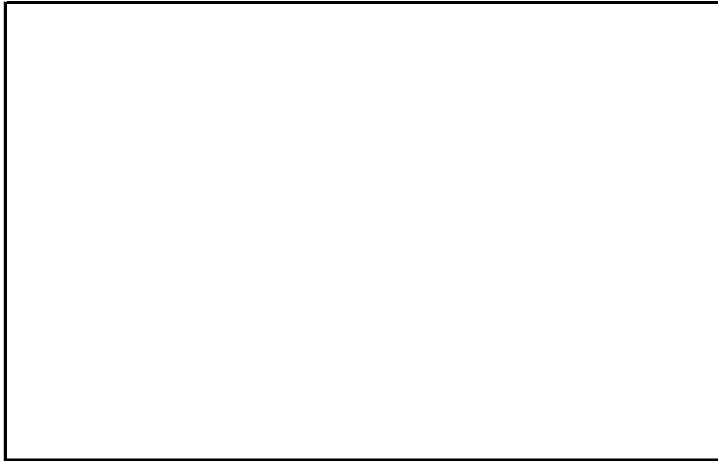
証送付用  
(区内特別)



郵便区内特別

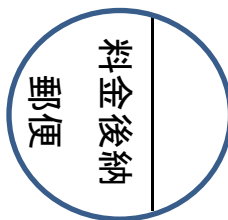
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
**和歌山市役所**  
こども家庭課  
電話(073)435-1219(直通)

証送付用  
(料金後納)



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
**和歌山市役所**  
こども家庭課  
電話(073)435-1219(直通)

お知らせ送付用  
(区内特別)



郵便区内特別

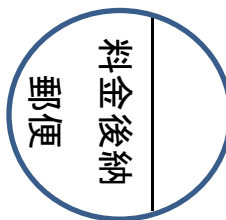
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所

障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

お知らせ送付用  
(料金後納)



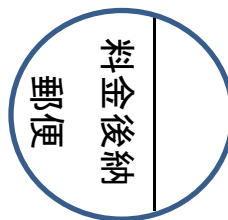
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所

障害者支援課

電話(073)435-1060(直通)

お知らせ送付用  
(区内特別)



郵便区内特別

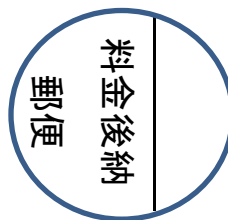
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所

こども家庭課

電話(073)435-1219(直通)

お知らせ送付用  
(料金後納)



〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所

こども家庭課

電話(073)435-1219(直通)

## 仕様書等における疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする

## 福祉医療受給者証等封入封緘業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、福祉医療受給者証等封入封緘委託業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は福祉医療受給者証等封入封緘委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から令和8年10月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税分に相当する額円を含む。）とする。

2 委託金の支払は2回払いとし、重度心身障害児者医療分は円（うち消費税及び地方消費税分に相当する額円を含む。）、ひとり親家庭等医療分は円（うち消費税及び地方消費税分に相当する額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、毎回委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相応する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、重度心身障害児者医療、ひとり親家庭等医療各々の委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅延なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅延なく成果品を甲に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、重度心身障害児者医療、ひとり親家庭等医療各々の委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前条の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少した時。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密をもらしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第20条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(権利の帰属)

第22条 委託業務の履行により生じたプログラム、ドキュメント類及び成果品の一切の権利は、甲に帰属する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。